

# 本調査について

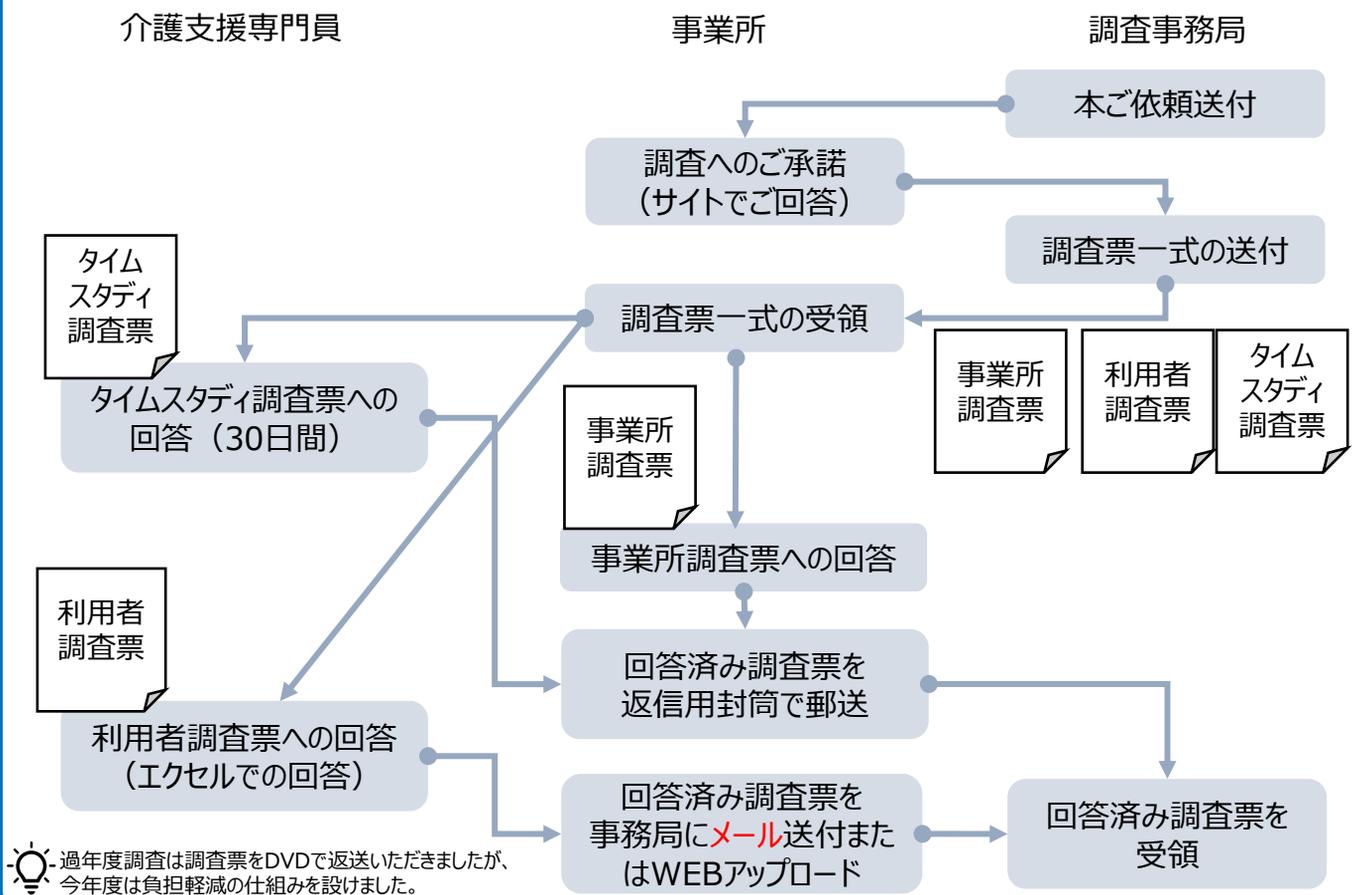
## 本調査の目的

本調査は、厚生労働省 令和4年度老人保健事業推進費等補助金として実施するものです。令和3年度介護報酬改定が居宅介護支援や介護予防支援事業所、介護支援専門員の業務にどのような影響を与えたかについて定量的に把握するためにタイムスタディ調査を実施し、日頃の介護支援専門員の業務内容を詳細に把握するとともに、次期介護報酬改定に向けた検討を行うことを目的としています。

## 本調査の概要

調査対象：居宅介護支援事業所（約150事業所）、介護予防支援事業所（約100事業所）  
※回答は、可能な限り事業所のすべての介護支援専門員の方にご協力頂きたいと願います  
調査内容：調査対象事業所に所属する全介護支援専門員の30日間の業務  
調査時期：令和4年10月～11月のうち1か月間  
調査方法：介護支援専門員ご自身が、紙の調査票に記入頂く形式（利用者一覧はエクセル記入）

## 本調査の流れ



## 調査ご協力可否の回答

調査ご協力の可否につきまして、以下フォームにて【8月26日（金）】までにご回答を宜しくお願いいたします。  
<https://forms.office.com/r/5QX6Aq9Ejx>  
※ご回答が難しい場合、r4-cm-ts@ml.mri.co.jp（事務局宛て）にご返信ください。





# 調査結果が介護報酬改定の検討に活用された例（2）

令和元年度に実施された実施された本調査（老人保健健康増進等事業）の結果は、第182回社会保障審議会介護給付費分科会（令和2年8月）で公表され、令和元年度報酬改定における**通院時情報連携加算の検討**のための基礎データとなりました。

令和元年度調査により、介護支援専門員の医療機関への通院同行の実施有無や回数、通院同行の理由（専門職としての役割）の実態が把握され、医療と介護の連携の強化や適切なケアマネジメントをや質の向上を進める観点から、通院時情報連携加算が創設されました。

## 2. (6) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保（その2）

### 医療機関との情報連携強化

■ 利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを新たに評価する。【告示改正】

### 居宅介護支援

**通院時情報連携加算 50単位/月（新設）**  
※利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする。

（算定要件）  
・ 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。

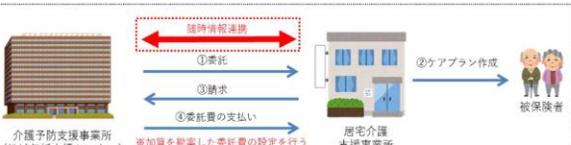


### 介護予防支援の充実

■ 介護予防支援について、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業者との情報連携等を新たに評価する。【告示改正】

### 介護予防支援

**委託連携加算 300単位/月（新設）**  
※利用者1人につき指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定。

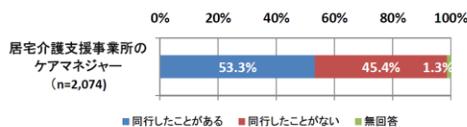


（出所）第199回介護給付費分科会（令和3年1月）資料1

## 介護支援専門員の医療機関への通院同行の状況

- 介護支援専門員の医療機関への通院同行の状況については、「同行したことがある」が53.3%、「同行したことがない」が45.4%であった。
- 通院同行する場合の理由については、「具体的な医師の指示や指導が必要な場合」が62.2%、「医師に利用者の生活に関する具体的な情報を提供する場合」が51.8%、「服薬状況や薬の内容等に関する相談」が46.0%であった。

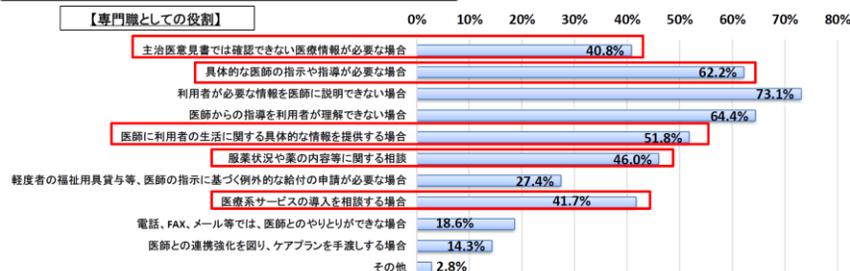
### 医療機関への通院同行の状況（令和元年9月）



### 【同行したことがある場合】

1ヶ月間に同行した平均利用者数	1.9人
通常の実施地域内の医療機関	1.9回
通常の実施地域外の医療機関	0.3回
1回あたりに要する平均時間	1.8時間
	2.6時間

### 通院同行する場合の理由（複数回答）



【出典】居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業（令和元年度調査）（ケアマネジャー調査85

（出所）第182回社会保障審議会介護給付費分科会資料 資料6

調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。